

# 国際貿易アラート[警報]

Akin Gump Straus Hauer & Feld LLP 法律事務所

## 2018 年の輸出規制改革法並びに 最先端・基盤技術に対して可能性のある新たな規制

2018 年 9 月 12 日

### 要点

- ・ ECRA は 2018 年 8 月 13 日に立法化されました。本法律は、商務省産業安全保障局により施行される EAR に対する恒久的な法的根拠となります。この新法は長年にわたる BIS の政策を成文化したもので、EAR の変更 (BIS の各国別の輸出許可要件等) を求めています。
- ・ しかしながら、CFIUS (外国投資委員会) を運営する諸機関を改革する広範な努力の一部として、本法律は、“米国の国家安全保障に関わる重要技術”である“最先端”・“基盤”技術を特定し、これに対して EAR の規制を追加するために省庁間の規則にのっとった指示プロセスを BIS が牽引することを事実上求めています。
- ・ 特定される最先端・基盤技術の種類は、まだ知られていませんが、最先端・基盤技術分野 (たとえば、人工知能及び機械学習、無人自動車技術、スーパーコンピューター、積層造形又はマイクロエレクトロニクス) に関係する者は、新たな法律の基準に沿って新たな規制についてコメントを行う準備を始めなければなりません。商務省は、まもなく上記のコメントを求める告示を公示します、その公式のコメントの期間は問題の複雑さ及び重要性に対して短期間になる見込みです。思慮深く十分な根拠のある業界のコメントの提出は、適切に範囲が制限され、明確に記載された規制であって、法令の基準に整合する規制の創出に極めて重要なものとなるでしょう。

### I. 序文

2018 年の輸出規制改革法 (ECRA) 及び 2018 年の外国投資リスク審査近代化法 (FIRRMA) は、2019 会計年度のジョン S マケイン国防授權法 (NDAA) の一部として、2018 年 8 月 13 日に立法化されました。二つの法律の背景にある主要政策目標の一つは、懸念される最終用途、最終需要者及び仕向地 (特に中国) への重要技術の移転に関する問題に対処するための米国の輸出及び投資の規制を強化する必要性でした。(FIRRMA は、以前の[アラート\[警報\]](#)に記載されています。)

ECRA の背景にある別の目標は、輸出管理規則 (EAR) に対する恒久的な法的根拠の創設でした。EAR は、主として民生品目、デュアルユース品目及び機微度の低い軍事品目の懸念される最終用途、最終需要者及び仕向地への輸出、再輸出及び移転を規制しています。EAR には、産業安全保障局が管轄する反ボイコット規則も含まれています。ECRA の第 I 部の標題は“2018 年の輸出規制法” (ECA) で、BIS が管轄する輸出規制の施行に対する根拠になります。ECRA の第 II 部の標題は、“2018 年の反ボイコット法”で、BIS が管轄する反ボイコット規則の根拠となります。

このほとんど 20 年間にわたって、EAR の法的根拠であった 1979 年の輸出管理法は失効していました。EAR は、一年ごとの大統領通告により更新された国際緊急経済権限法 (IEEPA) の根拠のもとに発行される大統領令及び緊急事態宣言により効力が維持されてきました。この問題 (通常は、輸出規制制度) 及び本法律の導入の動機づけとなった問題の説明は、2018 年 3 月のケビン・ヴォルフの下院外務委員会での[証言](#)で見出すことができます。)

新しい法律は、基本的には 1979 年以来進化してきた従来の書面による或いは書面によらない BIS の慣行、政策及び定義を成文化しています。また、BIS の執行担当官に EAR の疑いのある違反を取り調べる権限を強化しています。新しい法律は基本的に輸出者の観点から現状を維持しており、たとえば、国別の輸出許可政策を変えていないので、主として輸出規制の実務家にとって関心を引くものです。しかし、通常は EAR により影響を受けるとは自身で考えていない者（すなわち、現在 EAR 又は他の輸出規制規則で特定されていない最先端・基盤技術の開発又は輸出に関与している者）にとって特別な関心を引く一つの節（第 1758 節）を含んでいます

## II. ECA の第 1758 節は、輸出規制規則において、懸念される最先端・基盤技術を特定し規制する行政管理を求めています。

BIS は、国家安全保障及び外交政策を理由として、品目に対する米国独自の規制を課す権限をずっと有してきました。(Unilateral control [米国独自の規制])は、多国間の輸出規制レジュームの合意事項を実行するために BIS が公示する規制であるのに対して、米国のみにより課しているものです。2012 年に BIS は、“0Y521”シリーズを創設した際に米国独自の規制を特定し、規制を課すプロセスまわりで、なお一層の仕組みを規定しました。さらにこの **告示** の中で記載しているように、米国政府が米国独自の規制を 3 年以内に多国間規制とする取り組み（すなわち、我々のレジューム同盟国に同じ品目を規制してもらう取り組み）を行っている限り、かつては規制されていなかった貨物、ソフトウェアの輸出であって、米国に少なくともも有意な軍事上若しくは諜報上の優位性を与えるものの輸出を規制する又は外国政策理由で輸出を規制する権限を有しています。2012 年の告示では、当該品目は“一般的には最先端技術”であると記載されていました。

ECA の第 1758 節は、基本的にこの規制プロセスを成文化し、その取り組みを優先するため行政当局に法定命令権を与えています。この法令による命令は、外国投資委員会 (CFIUS) の改革法制 (FIRMA [外国投資リスク審査現代化法]) の主要な要素についての懸念に応じて案出されたもので、それは、説明した通り、米国の基幹技術企業（知的所有権の移転及び関連支援に関与する企業）によるアウトバウンド投資（例えば、海外のジョイントベンチャー）に対して CFIUS の管轄権を与えたでしょう。この条項についての主唱者の政策目標では、米国政府がそのようなアウトバウンド投資を決定し、結果として輸出規制制度で規制されない重要な最先端・基盤技術が提供されることになる場合、必要に応じて、当該アウトバウンド投資に変更を加えたり、阻止する機会を与えることでした。（この問題についての詳細は、[ここ](#)で見出すことができます。）

多くの議会の聴聞及びその他の論議を通じて、CFIUS の中で懸念に対処することにより結果として過度の規制及び過小規制の双方が生じるとのコンセンサスが浮上しました。そのアプローチは、多くの良好なアウトバウンド投資が CFIUS の管轄権の対象となり、そのことにより CFIUS 及び米国の産業界に不必要な負荷をかけ、また、歓迎される外国の投資を落胆させる可能性があったであろうから、過度の規制となったでしょう。対象となる投資に関連して新たに特定された重要技術の移転のみを規制した、つまり、同一の技術が、他の種類の取引（例えば、単一の売買協定）の一部として外国人に、政府の監視なしに合法的に移転された可能性があったであろうから、それは過小規制であったでしょう。解決策は、懸念される最先端・基盤技術を特定することになお一層の努力を注ぐこと及び原投資の内容にかかわらず懸念される最終用途、最終需要者及び仕向地への輸出を規制することを既存のデュアルユース輸出規制制度に求めることでした。

### A. “最先端”又は“基盤”とみなされる可能性が高い技術

議会は国家安全保障にとって重要な用語“最先端”・“基盤”技術を定義していませんが、民間は、懸念さ

れる一般的な分野に関するヒントを規定する法律について議論しています。CFIUS 及び輸出規制改革の議案についての議論、並びに CFIUS の事案及び“中国製造 2025”計画に基づく技術を獲得する中国の計画についての関連する公開討論を通して、以下に掲げるような最先端・基盤技術が可能性のある新たな規制を正当化する考慮すべき事柄として非公式に挙げられています。

- ・人工知能及び機械学習
- ・拡張現実
- ・自動工作機械
- ・積層造形
- ・自律型自動車
- ・次世代バッテリー技術
- ・“ビッグデータ”
- ・バイオテクノロジー
- ・遺伝子編集
- ・高温超電導技術
- ・水素燃料電池
- ・集積回路、半導体及びマイクロエレクトロニクス技術
- ・高機能モバイル端末
- ・ナノテクノロジー
- ・ロボティクス

議会又は当局のいずれも、調査対象の技術又は検討すべき技術のリストの類はっさい公示しておりません。しかし、BIS は、技術の幅広いカテゴリーについて規制を正当化する可能性がある情報並びにその規制をいかにすれば第 1758 節の要求事項を満たすように言葉で言い表せるかの情報を一般から求める告示をまもなく公示する見込みです。従来の BIS の慣行に沿って、この告示は規則案ではありません。むしろ、それは、どのような技術が、後日公示される規則案において可能性がある新たな規制の対象とすべきか、すべきでないかを特定するための取り組みの一部として業界の意見の提供を政府が求める公式の手段となります。このプロセスにおける業界の役割は重要です。思慮深く十分な根拠のあるコメントは、どのような最先端・基盤技術が我が国の国家安全保障にとって重要であるか否か及び第 1758 節の適用範囲内にあるか否かを特定する政府の取り組みに良い影響を及ぼす可能性があります。

## B. 当局に提示されたコメントに対する Q&A

当該技術に関連する問題の複雑性を考慮して、正式のコメント期間は問題の複雑性及び重要性に対くなるか、短く見えるでしょう。何故なら、以下で記載するように第 1758 節では、そのような告示で質問される可能性がある質問を前もって示していますので、新たな規制により影響を受ける可能性があるものは、内部で以下の質問に答える前に、公示される告示を待つ必要がありません。

- ・企業の現在輸出規制リストで特定されていない技術のうちどの技術が、(a) 国家安全保障にとって重要でしょうか；又は (b) 当局により（特に FIRRM に関する論議を考慮して）そのようにみなされる可能性がありますか？
- ・当該技術は、米国外で開発されているものか、そうでないもののいずれですか？
- ・米国内での当該技術の研究、及び開発は、米国政府がその技術に米国独自の輸出規制を課した場合（米国内での外国人へのそれらの提供を含む）、影響を受けるでしょうか？
- ・米国内での外国人又は外国への当該技術の提供に対する米国独自の規制は、懸念国へのそれらの移転を阻止するのに効果があるでしょうか？
- ・輸出規制レジーム同盟国（例えば、ヨーロッパの同盟国）は、その国からの当該技術の提供に対して規制を課すことに 最終的に同意する可能性があるでしょうか？

これらの質問に対する回答並びに補足書類及び分析は、告示に応じて提出される質の高いコメントを作

成する上で極めて重要です。

### III. 第 1758 節の要素—ECA の最先端・基盤技術

#### A. 技術を特定するプロセスは、省庁間のプロセスでなくてはなりません。

F FIRRMA の論議を通して浮かび上がったいくつかのアイデアは、CFIUS 又は個々の機関（例えば、国防総省）に、最先端・基盤技術を候補に挙げて、規制する権限を与えたでしょう。ECA は、大統領に対して、それを実行するための省庁間（商務省、国防総省、エネルギー省及び国務省並びにその他の必要な部局及び機関を含む）の手続きを制定することを求めています。この状況の背景にある目標は、すべての関連機関の衡平法及び専門的知識が当該技術を特定する場合に考慮されることを保証することです。BIS の任務には上記の省庁間の取り組みを調整することが含まれており、また、新たな規制が BIS が統括する EAR で公示されることになるので、BIS はその特定の取り組みにおいて牽引する役割を持っています。

#### B. 省庁間の最先端・基盤技術の特定プロセスは、“規則にのっとりた継続的な”取り組みでなくてはなりません。

条項の中での言及で、最先端・基盤技術の特定及び新たな規制の追加が 1 回限りのイベントだけではないことを明確にしています。現在、それは、制定法により定められた事項として、標準的な省庁間の慣行にすぎないというよりも、米国の輸出規制制度に欠かせない一部となっています。問題としている技術は、定義によると、最先端のものです。それらは輸出規制制度が規制と分析の歴史を持っているものではありません。それらは、軍事及び諜報の用途のために特別に設計されている技術ではありません、なぜなら上記の技術は EAR 又は国際武器取引規則（ITAR）のいずれかで既に規制されているからです。このように BIS 及びその他の機関は、規則にのっとりた調査するためにより秩序だったプロセスを設けつつあるとみられ、必要に応じて懸念される商業的な技術に対する輸出規制を改正する見込みです。

#### C. 特定される最先端・基盤技術は、“米国の安全保障に絶対必要な”ものに限定されます。

CFIUS 及び輸出規制改革法案の論議を通して、純粋に経済的な理由のため（例えば、保護貿易主義者又は産業政策の取り組みの一部として用いるため）に当該技術に対して規制が課せられるべきか否かについて、いくつかの論議がありました。輸出規制法令は 1949 年の輸出管理法まで遡ると、特に国家安全保障、外国政策及び供給不足に対する規制理由に限られていました。当局は、何が国家安全保障上の懸念にあたるかを定義する幅広い権限を有していますが、その法律は、新たな規制範囲を“国家安全保障”上の懸念に対処するものだけでなく、我が国の国家安全保障に“最も重要な”ものにも はっきりと限定しています。

#### D. 特定されるべき最先端・基盤技術には、すでに輸出規制の対象となっている技術又は他の機関で規制の対象となる技術は含まないものとします。

この意味は、すでに輸出管理規則（主として EAR 及び ITAR）で特定されているもの、又は後に他の機関でそのような規則に加えられるものは、第 1758 節で規定される手続きの一部であってはなりません。従って、政府は依然として規制に関して品目を特定する特別な決定権を持っており、この決定権のいずれも本条項により影響を受けません、その決定権は FIRRMA の論議を通して持ち上がった特定の政策上の問題の解決に焦点を当てています、第 1758 節が本法律に含まれていなかったとすれば、当局は第 1758 節のもとに求められているものを行う同様の権限を持ったでしょう。唯一の違いは、行政当局が特別な努力を払い、それをどのように行うかの基準を設定することを議会が求めていることです。

**E. 省庁間の手続きは、下記を含む複数の情報源によりインフォームされなければなりません：(i) 一般入手可能性の情報；(ii) 機密扱いの情報；(iii) CFIUS の手続きを通して獲得された情報；及び(iv) BIS の技術諮問委員会により獲得された情報。**

輸出規制制度は、いかなる技術が規制されるかを考慮する際に、常にこれらの情報源が利用されますが、必ずしも正式な手続きの一部として利用されるとは限りません。この条項は、輸出規制担当官の技術審査の範囲を、定義によって、斬新的で最先端の技術であって、この技術と接触する可能性がある者の恩恵を得るものに、彼らが接触する前に、拡大することを確実にするための輸出規制担当官への議会の巧妙な催促状でもあります。このように、たとえば、輸出規制担当官に、別途政府と接触できない業界及び大学の専門家に援助の手を差し伸べることを要求する効果があります。最先端技術の問題を分析するため、及び検討材料として輸出規制当局者に作業成果物を提供するために、リソースを提供することも、間接的に情報コミュニティに関する必要性を強化します。

その条項では CFIUS の中身の審査を通して生じた技術的な問題が、幅広い検討のため輸出規制制度に公式にフィードバックされることを求めています。輸出規制機関は、CFIUS の中核メンバーであって、CFIUS の事案を通して発現した問題が輸出規制の変更の根拠となるか否かについて彼らの積年の熟慮があります。現在、唯一の相違点は、この慣行が公式のもので、法令で定めた要求事項であることです。最後に、この条項では、最先端・基盤技術について BIS の複数の技術諮問委員会のメンバーである業界の専門家が輸出規制担当官に彼らの意見を述べる必要性を再確認しています。実際に、BIS は上記の問題に焦点を当てた追加の技術諮問委員会を創設するプロセスを進めています（ここで詳細に説明されています）。最先端・基盤技術において重要な専門技術を持つ者にとって、新しい或いは既存の技術諮問委員会に参加することは、規制のクオリティに貢献するかなり重要な方法です。

**F. 最先端・基盤技術に対する新たな規制を課す前に、政府は同等の技術が米国外で開発されているか否かについて考慮しなければなりません。**

この規定は、米国外で開発されている技術に対して規制を課すことを禁じています。しかし、第 1758 節の他のパートを読むとき、外国の入手可能性は、技術が新たな規制の対象となるべきか否かを決定する際に考慮しなければならない明らかに重要な変数です。このように、規制すべき新規技術についてのコメントを求めている BIS の告示に答える場合に、影響を及ぼす可能性がある者は、どのような同等の技術が米国外で開発されているか否かについての情報を提供しなければなりません。上記の民間の情報は、しばしば政府にとって有用でないものもありますが、有効なものである場合、可能な限り具体的なものでなければなりません。すなわち、推論によるコメント（たとえば、“この技術は米国以外の多くの国々で幅広く入手できる”は、役立ちません。一方、“この技術は X 国において A 国から入手できません（カタログ及び仕様書添付）”のようなコメントは、新たな規制を課すべきか否かについての合理的な判断を行うために政府が見る必要があるものです。

**G. 最先端・基盤技術に対して新たな規制を課す前に、政府は米国独自の輸出規制を課すことが“米国内での当該技術の開発に対して持つ可能性がある”影響について考慮しなければなりません。**

論理的、予見的、及び歴史的な問題として、米国独自の規制は、影響を受ける技術の米国内での研究及び投資を阻む傾向があります。実際に ECA は以下のように言明しています：“外国の供給者から広く入手できる品目に米国独自で適用される輸出規制は、最終需要者が当該品目を取得することを防止する効果が少ない。米国独自の輸出規制の適用は、特定の米国の国家安全保障及び外交政策上の利益を保護する目的に限定されていなければならない。”このことは、米国独自の規制自体が禁じられている或いは無効

であることを意味していません、ただ、新たな米国独自の規制を提議すべきか否かを決定する際に、この基準は政府にとってハードルが高いだけです。このため、これらは、影響を及ぼす可能性がある業界において、パブリックコメントの中で、特定の最先端・基盤技術に対する米国独自の規制が当該技術の国内での開発を害する可能性があるか否か及びどの程度の可能性があるのかの思慮深い分析を提示することを望んでいます。

**H 最先端・基盤技術に新たな規制を課す前に政府は、それらが“外国への最先端・基盤技術の拡散を制限する”のに有効なものとなるかどうかについて考慮しなければなりません。**

この基準は上記の他の条項の結果として生ずるものですが、それにもかかわらず米国外で開発されている技術又は外国の科学者及びエンジニアの米国内で十分な支援を受けて開発されている技術に対して規制を課しても、本節の目的を果たす可能性は少ない点を強調しておきます。提議された新たな規制が有効となる或いは有効とならないその他の根拠をコメント提出者が持っている場合、それは、なぜ課されるべきか或いはなぜ課されるべきでないかの裏付けとなる法令の条項です。

**I. 何らかの新たな規制を課することが可能となる前に、政府は国民に告示及びコメントの機会を提供しなければなりません。**

実際の規制条文について、及び提議された規制が第 1758 節の基準に合致しているか合致していないかについて、公式にコメントすることが業界にとって最も重要なステップです。オバマ政権の輸出規制改革の取り組みの経験（これには、パブリックコメントを求めて 12 の規定案の公示が含まれていました）に基づいて、当該機関のキャリアスタッフは思慮深く十分な根拠のあるコメントを真剣に受け止めるでしょう。

**J. 新たな規制が EAR の改正として公示されるでしょう。**

CFIUS 及び輸出規制改革法案の初期のバージョンでは、最先端・基盤技術に対して新たな投資又は輸出の規制が公示されるか否か、公示されるならいつなのかについて不明確でした。第 1758 節では、EAR の商務省規制品リスト（CCL）の中で特定されることを求めています。

**K. BIS は、特定される最先端・基盤技術を輸出するのに輸出許可又はその他の認可が ใดなる場合に及びどのような状況において必要とされるかを決定する幅広い権限を有しています。**

BIS は、他の機関と協調して、ใดなる場合に（その仕向地が米国の武器及びその他の禁輸の対象となるか否か、並びに当該技術の可能性のある最終用途及び最終需要者を含む）規制を課すかを検討しなければなりません。当該禁輸対象国グループには中国、ロシア及びイランが含まれます。

**L. 通常の顧客を仕向地とする最終製品に対して又はその取得によって外国の受取人に重要技術を産み出す能力を与えることのない技術に対しては輸出許可要件を課すことを義務付けていません。**

**MM. 国務長官は、他の輸出規制機関と連携しつつ、規制に係る関連の多国間輸出規制レジームに、3 年の間、毎年新しい規制を提案することが求められています。**

この規制の要因は、多国間規制は米国独自の規制よりも有効であるとする議会の見解を反映しています。レジームが新しい規制を受理しない場合、議会は、国家安全保障上の懸念が、問題の技術に関して米国独自の規制の継続を正当化するか否かについて決定しなければなりません。ECA の他のパートでは、米国政府が“国際合意及び国際協定（多国間輸出規制レジームを含む）に基づく義務及び約束を実行すること



”を約束しています。この問題に関連するレジームのほとんどは、ワッセナー協定です。

この協定は、“通常兵器並びに デュアルユース貨物及び技術の移転における透明性及び より大きな責任をプロモートすることにより（例えば、不安定化の蓄積の防止）地域的・国際的な安全保障及び安定に貢献するために設立された。この目的は、これらの品目のテロリストによる入手を防ぐことである。参加国は、これらの品目の移転が、参加国の目標を根底から崩すような軍事力の開発又は強化に寄与しないこと及びそれらの能力を支援するために転用されないことを、自国の政策を通じて確実にしようと努めている。”

従って、ECAに基づく自国の義務に沿うことを維持していくために、行政当局は、この基準又は、その他の多国間レジーム（すなわち、ミサイル、核関連品目、並びに生物化学兵器、及び関連品目の拡散の規制に関するもの）において、対応する基準の一つに合致する最先端・基盤技術に対して新規規制のみを提議しなければなりません。

**N. 商務省は、商務省及びその他の機関が本節を実行に移した措置について 180 日ごとに CFIUS 及び議会に報告しなければなりません。**

通常、議会への報告要件は、あまり一般の注目を浴びませんが、進展状況を説明する通常の義務は、最先端・基盤技術を特定し規制するプロセスを、上記及び以降の行政管理に関して高い優先順位を維持するでしょう。この事実は、米国の国家安全保障にとって重要な最先端・基盤技術と、重要でない最先端・基盤技術の特定に関して、業界が政府との関わりを持ち続ける必要性をさらに強固にしています。

**0. BIS は、特定の者による最先端・基盤技術の輸出及び再輸出に対して“暫定的な規制”を課す幅広い権限を有しています。**

EAR には、BIS が当事者に対して、特定の国家安全保障又は外交政策上の懸念に対処するために、通常は輸出許可を必要としない品目を輸出するのに許可が必要であることをインフォームできるようにする複数の“インフォーム”条項が含まれています。第 1758 節は、当該技術を規制する規則が公布され、一般に有効とする前に、例えば、特定の取引における特定の技術の特定の者による輸出に対して輸出許可要求事項を課す同様の“インフォーム”措置の使用により、BIS に何らかの暫定的規制を創出する権限を明確に与えています。

適切に用いれば、この新しい権限は、すべての種類の技術又は仕向地に対して規制を課すことなく、特有の状況における特定の種類の技術の移転についての政策課題を外科的に BIS が対処する手段とすることができます。

従って、例えば、特定の外国の事業者が“最先端”又は“基盤”であるとみなされる特定の種類の EAR99 の技術であって、米国の国家安全保障上の利益に反する行為に係るジョイントベンチャーにおいて提供されることになるものの使用を計画している情報を BIS が有している場合、BIS は、外国の事業者に（例えば、エンティティリストの手続きを用いて）制裁措置をとることなく、或いは同じ技術に対してすべての輸出に全面的な規制を課すことなく、その技術の移転を防ぐことができます。ある意味では、この新しい総括的な“インフォーム”の権限（第 1758 節の中の挿入句に入れられている）は、当初の FIRMA 議案の発議者が、基幹技術企業によるアウトバウンド投資に対して CFIUS の管轄権を与えることを求めた際に意図した幅広い権限です。上記の発議者は、特定の状況において、別途規制されない技術を、ケースバイケースで阻止する権限を米国政府が持つことを望みました。現在、その権限は存在しますが、第 1758 節に基づいて、CFIUS よりむしろ、BIS の範疇にあります。

**IV. 政策方針は、長年にわたる BIS の政策を成文化しており、その制度の運営において担当官にかなり大きな自由裁量権を与えています。**

第 1752 節では、一部には新しく見えるかもしれない政策の非常に長いステートメントが記載されていますが、輸出管理法が 1979 年に可決されて以来、BIS 内部で進化してきた輸出許可及びその他の輸出規制政策（書面によるものと書面によらないものがある）をかなり正確に反映しています。いくつかの条項が矛盾するように見える可能性があります、どのデュアルユース品目及びその他の品目を規制すべきか、それらをどのように規制すべきか並びにいつ承認すべきか、条件又はそれらの輸出を拒絶すべきかを決定する場合に、BIS とその省庁間の仲間で日々行っている難しい選択の事例です。

例えば、第 1752 節では、輸出規制は米国経済へのそれらの影響を考慮した後でのみ、かつ、米国の国家安全保障及び外交政策上の利益に資するのに必要な範囲でのみ用いるべきと規定しています。これらの国益は、大量破壊兵器で使用するための品目の拡散を規制する規則；テロリズム関連法；又は軍事計画であって、米国若しくは米国の同盟国を威嚇する可能性があるもの又は重要インフラを破綻させる可能性があるものを規制するための規則が必要です。さらに、これらは、例えば、同時に以下のものでなければなりません：

- (i) 米国の軍事的優位性を維持するもの；
- (ii) 人権を促進するもの；
- (iii) 多国間レジームへの我が国のコミットメントを実行するもの；
- (iii) 我が国の NATO 及びその他の同盟国との相互運用を促進するもの；
- (v) 懸念される中核技術に焦点を合わせたもの；
- (vi) 科学、工学、製造業及び技術（基盤技術を含む）における米国のリーダーシップを維持するもの；
- (vii) 積極的かつ堅実に実施されるもの；
- (viii) 容易に理解できる方法で施行されるもの；
- (ix) 透明性があり、予測可能で、時宜を得たもので、かつ柔軟性があるもの。

## V. 米国人による行為を規制する権限は、成文化され、わずかに拡大されています。

ITAR と違って、EAR は EAR の一般禁止事項 10 の違反に関連するものを除いて、米国人により提供される役務に対する全般的な規制を有していません。EAR の大部分は、EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術の米国人及び外国人による輸出、再輸出及び移転を規制することに集中しています。EAR § 744 は、米国人が大量破壊兵器又は外国の海洋核開発プロジェクトに関係している場合、技術が移転されるか否かにかかわらず、米国人の行為を永年にわたり規制し続けてきました。第 1753 節は、米国人（いずれに所在するかを問わない）による役務について、それらが“特定の外国の軍事・諜報役務”に関連する場合、EAR に対して当該役務を規制する権限を追加しています。BIS が、この新しい権限を EAR にどのように組み入れるか否か、或いはいかに組み入れるかは今後の課題です。

## VI. 防衛産業基盤に関する輸出許可の考慮点

第 1756(d) 節は、申し出のあった輸出が防衛産業基盤に“重大な負のインパクト”（次の (i) から (iii) を含むとして定義されている）を持つことになる場合、BIS が申請を拒絶することを求めています：

- (i) 米国内で製造された品目であって、米国の国家安全保障の進展のために米国政府により取得される可能性があるものの入手可能性の低下；
- (ii) 連邦出資の研究及び開発の結果として生まれる品目の米国内での生産量の減少；又は
- (iii) 米国の国家安全保障の進展のために米国政府により取得される可能性がある品目の米国内での継続的生産のために必要な知識及びスキルを持つ米国人の雇用の減少。

この判断を行うのを助けるため、BIS は申請者から例えば、なぜ、申し出た輸出が国家安全保障にかなっているか、及び米国軍及び外国軍の相対的な能力にどのような影響を及ぼすかに関する情報を求めるこ



とができます。以前の行政当局は、輸出許可の決定を行う際に、上記の問題を考慮に入れていたましたが、本節では、FIRMA の背景にある基本的な政策目標に沿った斬新的で秩序だった方法で基準を規定しています。

## VII. 武器禁輸対象国（例えば、中国）への輸出に関する輸出許可政策の必要とされる審査

ECA は国別固有の輸出許可政策を変更していませんが、BIS が他の輸出規制機関と協議して、“包括的武器禁輸対象国に関連する輸出許可要求事項の審査”を行うことを求めています。本節は中国又はその他の国に明確に言及するものではありませんが、次の(i)及び(ii)についての査定を求めることに明確に重点をおいています：

- (i) EAR の中国の“軍事最終用途”関連規則が中国における“軍の最終需要者”又は現在は規則で捉えられていない規制リストの追加品目にも適用するよう拡張すべきか否か、並びに
- (ii) イラン及びその他の包括的禁輸仕向地に対してのみ“反テロリズム”理由で規制される付加的なローエンド品目が中国への輸出に対しても規制されるべきか否か。

BIS は、2019 年 5 月初旬の前に、ゆだねられた変更を実行しなければなりません。そのような変更が生じる可能性があります。

## VIII. 罰則及び執行

ECA の第 1760 節では、国際緊急経済権限法（IEEPA）のもとに制定された民事・刑事罰を成文化しています。故意の違反に対する最高の刑事罰は、引き続き 100 万ドルとなり、個人に対しては 20 年以下の懲役となります。最高の民事罰は、現在のインフレを考慮した IEEPA における罰金 30 万ドル又は関係する取引総額の 2 倍のいずれかが高額の罰金より少し高額となります。その他の処罰（たとえば、当事者の輸出能力の剥奪）は変わりません。

ECA の § 1761 は、BIS の執行権限を強化しており、現在は国土安全保障省及び連邦捜査局等の他の執行局と同等の権限となっています。例えば、ECRA の違反（輸出規制及び反ボイコット条項を含む）は、現在は盗聴を正当化するために召喚することができる前提犯罪となります。ECA は、BIS の執行担当官に“適用される法律に従って米国外で”取り調べを実施する権限も与えています。この警告の範囲を超える米国外での取り調べを実施する米国政府の権限について幅広い問題がありますが、ECA は以前の条項と違って、米国内でのみ取り調べを実施することに BIS を制限していません。さらに、ECA は、BIS が、内密の取り調べを実施するために基金を使ったり他の金融取引（例えば、スペースの賃貸借）に従事する権限を与えています。最後に、ECA は、BIS の執行が拒絶命令を課すことができる根拠を拡大しています。以前、拒絶命令を課す BIS の根拠は、当該者が輸出規制及びその他の国家安全保障法令の犯罪行為の有罪判決を受けた事態に限られていました。ECA は、いずれかの者が共謀・密輸・虚偽陳述関連法の犯罪行為の有罪判決を受けた場合に BIS が拒絶命令を発令するように BIS の権限を拡大しています。

## IX. 産業界に配慮した条項

長年にわたる BIS の政策及び慣行に従って、ECA は以下のことを求めています：

“輸出許可の決定は迅速な方法で[理想的には、請求から 30 日以内]、申請者に対して輸出許可及びその他の認可の処理状況並びに輸出許可の拒絶又は認可要請請求に対する理由に関して透明性をもって行われるものとする。”

1978 年の輸出管理法によれば、EAR に関連して行われるいかなる輸出許可又はその他の請求に関しても、いかなる料金も請求できません。さらに、BIS は、トレーニング及びその他のアウトリーチにより米国民（特に中小企業を含む）が EAR を順守する手助けを続けることを求められています。

## X. 輸出規制及び制裁当局の調整

オバマ政権の輸出規制当局者の主要で達成されていない念願の一つは、単一の輸出規制許可機関（規制の国家安全保障及び外交政策上の目標を、非常に少ない規制の重荷で達成するための、単一系列の一連の輸出管理規則を統括する機関）の創設でした。ECA は輸出規制制度内での組織変更を提起又は要求を行っていませんが、商務省、国務省、財務省及びエネルギー省により管轄される輸出規制及び制裁を大統領が調整することを求めています。さらに続けて ECA は上記の効果的な調整を達成するために議会がこれらの機関が以下であるべきことを確信していると述べています：

- ・“制度の複雑性（異なる輸出規制・制裁の制度間の構造上、定義上及びその他の政策に基づかない相違点の存在のみにより生じる複雑性を含む）を減少させる定期的な取り組みを行わなければならない”並びに
- ・[国務省の地域安定及び武器移転局（RSAT）により統括される]対外有償軍事援助に関連して輸出、再輸出、又は国内において移転される品目に対する規制を調整しなければならない...又はこれら二つの機関の行使の結果生じる行政上不要な負担をできる限り減少させるために、[国務省防衛取引管理部（DDTC）により統括される防衛物品の]商業的な販売を調整しなければならない。”

いかにすれば上記の調整が強化されるかの事例には、ECA には規定されていませんが、以下のものが含まれます：

- (i) EAR、ITAR 及び制裁規則における用語及びこれらの組織構造の調和を図る努力を継続すること；
- (ii) BIS、DDTC、及び海外資産管理局（OFAC）への提出のための単一の共通輸出許可申請書を使ったオンラインのポータルサイトの創設；
- (iii) BIS、DDTC 及び OFAC がトレーニング、アウトリーチ及び執行の努力を継続すること；
- (iv) クロス・トレーニングのための各機関内の輸出許可担当官の定期的な計画的ローテーション；並びに
- (v) EAR の対象となる軍事品目の再輸出が、当該品目が対外有償軍事援助又は商業的な直接販売で当初輸出されたか否かにかかわらず、同じ要求事項と禁止事項を有するように、当局の代表者が調整を行うこと。

## XI. EAR における定義は変更されない

ECRA における主要な用語の定義、例えば、“輸出”及び“技術”は、オバマ政権の輸出規制改革イニシアチブの間に改訂された定義と一致しています。（提議された“米国人”の定義は、規則の治外法権の範囲を、気付かずに著しく拡大させるところでした。）この問題は、ECRA の最終版で解決されました。また、ECRA は、BIS に対して EAR の定義又は中核のコンセプト（例えば、デミニミスカーブアウト、又は“公開された”情報又は“基礎研究”）の変更を求めています。BIS は、必要に応じて EAR の定義の殆どを改正したり、新たな定義を創設する決定権を引き続き有しています。

ECRA 及び“最先端”・“基盤”技術の議題についての初期の公開討論を通じて、業界内の一部から、法令で定めた“技術”の定義が、EAR が行った EAR の適用範囲内の、より詳細な情報を取り除くのではという懸念が述べられたでしょう。議論の一部は、用語“必要とされる”及び“必要な”をめぐって展開されました。議論のもう一つは、用語“開発”と“ノウハウ”について展開されました。ECRA は EAR が行っているのと同じ基本エレメントを使っています。すなわち、その用語を、“品目”の“開発”、“製造”又は“使用”のために“必要な”情報を含むとして定義しています。これは EAR と同じ方法で定義されています。EAR では、

“貨物”、ソフトウェア”及び”技術”を意味します。主な相違点は、ECRA が“means”[意味する]ではなくて、“includes”[含む]を用いている点です。このことは、対象とされる”技術”の適用範囲を拡張する根拠を与えています。この選択を考慮すれば、“最先端”・”基盤”技術のコンセプトは本質的に広範囲なものとなり、業界は提議された新しい規制の斬新的な変化にしっかりと従わなければなりません。専門用語における微妙な相違—たとえば、規制パラメータとしての”necessary[必要な]”又は”required[必要とされる]”の使用の間における相違—は、輸出許可又はその他の義務の対象となる情報の適用範囲に非常に大きな影響を与える可能性があります。